

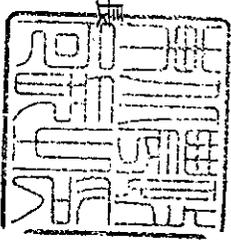


21北整第538号 (城)

平成21年5月29日

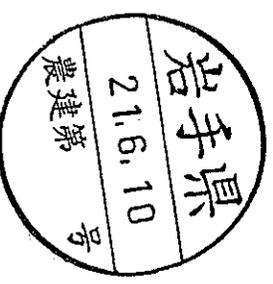
岩手県知事 殿

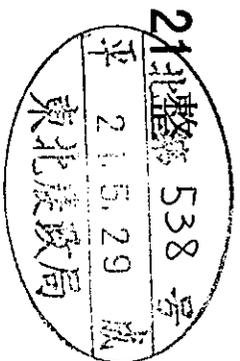
東北農政局 長



農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業実施要領の制定
について

このことについて、別添写しのとおり、平成21年5月29日付け21農振第
514号をもって農林水産省農村振興局長から通知があったので、御了知の上、
本事業の適切かつ円滑な実施に御配慮をお願いします。





21農振第514号
平成21年5月29日

東北農政局長 殿

農村振興局長

農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業実施要領の制定
について

平成21年度補正予算が平成21年5月29日に成立したことに伴い、農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル実施要綱（平成21年5月29日付け21農振第513号農林水産事務次官依命通知）が制定され、その要領について別添のとおり農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業実施要領（平成21年5月29日付け21農振第514号農村振興局長通知）を制定したので、御了知の上、本事業の適正かつ円滑な実施に、特段の御配慮をお願いする。

なお、貴局管内の県知事への通知については、貴職からお願いする。



農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業実施要領

平成21年5月29日付け21農振第514号
農林水産省農村振興局長通知

第1 趣旨

農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業の実施については、農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業実施要綱（平成21年5月29日付け21農振第513号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 事業の内容等

1 再生可能エネルギー導入支援モデル地区事業（以下「モデル地区事業」という。）

(1) 概略設計支援事業

再生可能エネルギー供給施設を導入するに当たり必要となる概略的な設計に対する支援事業をいう。

(2) 基本設計支援事業

再生可能エネルギー供給施設を導入するに当たり必要となる基本的な設計に対する支援事業をいう。

(3) 協議・手続支援

再生可能エネルギー供給施設を導入するに当たり必要となる関係者との協議や各種手続に対する支援事業をいう。

2 再生可能エネルギー導入支援モデル推進事業（以下「全国推進事業」という。）

要綱第2の2の(2)の助言及び指導は、モデル地区事業の実施に当たって必要とする事項について、モデル地区事業を実施する事業実施主体から要請があった場合又は全国推進事業を実施する事業実施主体（以下「民間推進団体」という）が必要と認める場合に実施するものとする。

第3 事業実施主体

1 モデル地区事業の事業実施主体の要件

要綱第3の1の農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める要件は、モデル地区事業の終了後速やかに、農業農村振興に資する公的施設等に対し再生可能エネルギーを供給する施設の整備又は更新を予定していることとする。ただし、協議・手続支援事業を実施する場合は、再生可能エネルギーを供給

する施設の整備若しくは更新を実施しているか又は実施することが確実でなければならぬ。

2 関係書類の閲覧

地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）は、必要に応じて、モデル地区事業の事業実施主体の経理内容を調査し、要綱第5の1の事業申請書及び事業実施の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。

3 証拠書類の保管

モデル地区事業の事業実施主体又はその地位を承継した者は、モデル地区事業の申請の基礎となり又は実施に関する証拠書類又は証拠物件を、当該事業の事業実施期間が終了した年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

第4 モデル地区事業の実施手続

- 1 要綱第5の1に定める事業申請書は、別記様式第1号によるものとする。
- 2 要綱第5の2による採択の通知は、別記様式第2号により行うものとする。
- 3 要綱第5の3により提出する事業申請書は、別記様式第3号によるものとする。
- 4 要綱第5の4により変更を認める通知は、別記様式第4号により行うものとする。

第5 助成

- 1 要綱第6の助成の対象となる経費は、モデル地区事業の実施に係る経費のうち、次に該当するものとする。

- (1) 報酬
 - (2) 報償費
 - (3) 旅費
 - (4) 需用費
 - (5) 役務費
 - (6) 委託費
 - (7) 使用料及び賃借料
 - (8) 物品・備品購入費
 - (9) 共済費
 - (10) 補償費
 - (11) 資材等購入費
 - (12) 機械賃料
- 2 助成の単価

1の助成の対象となる経費は、事業実施主体の存在する市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準とし、当該地域の実情及び事業の趣旨に即した適正な価格により算定するものとする。

3 助成金の適正な執行
助成金の用途については、事業の趣旨等を踏まえ、適正に執行するものとする。

4 会計経理の適正化
モデル地区事業に係る助成を受けた事業実施主体は、次により会計経理を行うものとする。

(1) モデル地区事業の経理は、他の事業と区分すること。

(2) モデル地区事業の助成金の使用は、事業申請書に規定した内容に基づいて行い、会計責任者は、支出内容が明確に確認できる書類を整備しておくこと。

(3) 金銭の出納は、金銭出納簿により行うとともに、領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理しておくこと。また、この場合において、必要に及び金融機関に預金口座等を設けること。

5 経理事務指導

地方農政局長等は、必要に応じて、事業実施主体に対し、モデル地区事業に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。

第6 事業実施結果等の報告

1 モデル地区事業の実施結果

(1) 要綱第7の1の(1)の報告は、別記様式第5号によるものとし、モデル地区事業の実施結果を当該事業年度の翌年度の4月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 要綱第7の1の(2)の報告は、別記様式第6号によるものとし、再生可能エネルギー供給施設等の整備後速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

2 全国推進事業の実施結果

要綱第7の2に定める実施結果の報告書は、別記様式第7号によるものとし、事業実施年度の翌年度の4月末日までに提出するものとする。

例記様式第1号)

番 号
年 月 日

各地方農政局長 殿
北海道においては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
(又は市町村長) 印

再生可能エネルギー導入支援モデル地区事業 実施採択申請書

再生可能エネルギー導入支援モデル地区事業を下記のとおり実施したので、農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業実施要綱(平成21年5月29日付け21農振第513号農林水産事務次官体命通知)第5の1に基づき、申請します。

記

- 1 地区名
- 2 事業実施地域
- 3 事業実施主体

【添付資料】

- 1 再生可能エネルギー導入計画概要書
- 2 積算内訳書

(注) 記の1の「地区名」及び記の2の「事業実施地域」は、ふりがなを付けること。

別冊様式第1号 添付資料1)

再生可能エネルギー供給施設導入支援モデル事業 計画概要書

- (1) 地区名
- (2) 事業実施地域
- (3) 再生可能エネルギー供給施設の導入予定者
- (4) 再生可能エネルギー供給施設の導入の目的及び背景、地域の現状
- (5) 導入予定の再生可能エネルギー供給施設の概要
- (6) 再生可能エネルギーを利用する再生可能エネルギー需要施設の概要
- (7) (5) 以外の再生可能エネルギー供給施設の導入実績等

(注1) (5) は申請時点ですべて導入を検討している施設の規模や導入予定時期を明示し記載すること。

(注2) (7) は当該地域において再生可能エネルギー供給施設をこれまで導入又は導入する予定である場合はその施設の概要、本事業との関連性等を記載すること。

別添記録式第1号 添付資料2)

平成21年度 再生可能エネルギー導入支援モデル地区事業 積算内訳書

1 収入の部

区 分	千円
(1) 国庫補助金	
(2) 自己負担金	
(3) その他	
合計	

2 支出の部

区 分	総事業費 千円	負担区分			備 考
		国庫補助 金 千円	自己負担 金 千円	その他 千円	
(1) 概略設計支援事業					
(2) 基本設計支援事業					
(3) 協議・手続支援事業					
合計					

(別記様式第2号)

番 号
年 月 日

都道府県知事
(又は市町村長) 殿

各地方農政局長 印

北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局局長

再生可能エネルギー導入支援モデル地区事業 実施採択通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあったこのことについて、農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業実施要綱（平成21年5月29日付け21農振第513号農林水産事務次官依命通知）第5の2に基づく審査の結果、農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル地区事業の実施を採択したので通知する。

例記様式(第3号)

番 号
年 月 日

各地方農政局長 殿
北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
(又は村町長) 印

再生可能エネルギー導入支援モデル地区事業 事業実施採択申請書の変更について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号に採択された再生可能エネルギー導入支援モデル地区事業実施採択申請書について、農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業実施要綱(平成21年5月29日付け21農振第513号農林水産事務次官依命通知)第5の3に基づき、変更を申請します。

記

- 1 地区名
- 2 事業実施地域

【添付資料】

- 1 再生可能エネルギー導入計画概要書
- 2 積算内訳書

(注1) 下線を引く等により変更箇所を明示すること。
(注2) 記の1の「地区名」及び記の2の「事業実施地域」は、ふりがなを付けること。

別記様式第4号)

番 号
年 月 日

都道府県知事
(又は市町村長) 殿

各地方農政局長 印

北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

再生可能エネルギー導入支援モデル地区事業 実施採択申請書の変更承認通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあったこのことについて、農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業実施要綱(平成21年5月29日付け21農振第513号農林水産事務次官依命通知)第5の4に基づき、農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル地区事業実施採択申請書の変更を認めたので通知する。

別記様式第5号)

番 号
年 月 日

各地方農政局長 殿
北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
(又は市町村長) 印

再生可能エネルギー導入支援モデル地区事業 実施結果報告書の提出について

農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業実施要綱(平成21年5月29日付け21農振第513号農林水産事務次官依命通知)第7の1の(1)に基づき、別紙のとおり実施結果報告書を提出します。

再生可能エネルギー導入支援モデル地区事業 実施結果報告書

1. 地区概要

事業実施主体名	〇〇
地区名	〇〇地区
事業実施地域	〇〇県〇〇市〇〇
当該実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月 (事業実施期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月)

2 活動実績

年 月	区 分	事業費 千円	負担区分			備 考
			国庫補助金 千円	自己負担金 千円	その他 千円	
	1) 棚橋設計支援事業					
	2) 基本設計支援事業					
	3) 協議・手続支援事業					
	合計					

3. 実施内容の総括

4. 導入予定の再生可能エネルギー供給施設

(1) 導入予定者

(2) 導入の目的及び背景、地域の現状

(3) 導入予定の再生可能エネルギー供給施設の概要

5. 実施結果とりまとめ

(注) 4. の (3) は導入を検討している施設の規模や事業費、導入予定時期を明示し記載すること。

(別添付様式第6号)

番 号
年 月 日

各地方農政局長 殿
北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
(又は市町村長) 印

再生可能エネルギー導入支援モデル地区事業 整備状況報告書の提出について

農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業実施要綱 (平成21年5月29日付け21農振第513号農林水産事務次官依命通知) 第7の1の(2)に基づき、別紙のとおり実施結果報告書を提出します。

再生可能エネルギー導入支援モデル地区事業 整備状況報告書

1. 地区概要

事業実施主体名	〇〇
地区名	〇〇地区
事業実施地域	〇〇県〇〇市〇〇
当該実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月 (事業実施期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月)

2. 導入した再生可能エネルギー供給施設の概要

3. 導入した再生可能エネルギー供給施設の利用状況

4. その他

(注1) 2. は導入した施設の規模や事業費、導入時期を明示し記載すること。活用した補助事業等があれば、あわせて記載すること。

(注2) 3. は再生可能エネルギーの供給先での利用状況についても、あわせて記載すること。

(例)様式(第7号)

番 号
年 月 日

各地方農政局長 殿
北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

民間推進団体
代 表 者 名 印

再生可能エネルギー導入支援モデル推進事業 実施結果の報告について

農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業実施要綱 (平成21年5月29日付)21農振第513号農林水産事務次官依命通知) 第7の2に基づき、別添のとおり報告書を提出します。

[添付資料]
報告書

(注) 報告書とは、農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業実施要綱第2の2の(2)に基づきとりまとめられた報告書をいう。